

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和3年度第5回)議事録

1 開催日時 令和4年3月23日(水) 午後2時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	小泉 政洋	委 員	志村 弘道
副会長	大熊 賢滋	委 員	村山 浩通
委 員	大岩 みさ子	委 員	中村 武仁
委 員	石川 和利	委 員	中村 隆
委 員	齊藤 智枝	委 員	高野 圭介
委 員	長谷川 かつえ		

(欠席委員)

委 員	中村 美保	委 員	平野 しげ子
委 員	佐藤 理映子	委 員	宮崎 智弘

4 出席職員

福祉部長	今関 磨美	介護保険課 認定・給付班長	須藤 英昭
福祉部 参事 [介護保険課長]	山口 桂一	高齢者支援課長	金子 則彦
介護保険課 管理班長	永島 伸之	高齢者支援課 総括保健師	中野 睦
介護保険課 副主査	四宮 里江子		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	1人
------	----	------	----

6 次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 令和3年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新結果について

(2) 令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定更新結果について

(3) 令和4年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について

(4) 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

(5) 地域包括支援センター事業者選定について

(6) 令和4年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

(7) その他

4 閉会

7 議 事

<p>事務局 (山口参事)</p>	<p>出席の報告をいただいております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>本日、佐藤委員、平野委員、中村美保委員、宮崎委員が所用のため欠席との報告をいただいております、只今の出席委員は11名でございます。</p> <p>従いまして、半数以上の出席があり、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、次第により会議を進めて参ります。</p> <p>小泉会長、ごあいさつをお願いいたします。</p>
	<p>(小泉会長あいさつ)</p>
<p>事務局 (山口参事)</p>	<p>それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、その前に、事前に郵送させていただきました資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の会議の次第になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議題(1)資料 令和3年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新結果について ・議題(2)資料 令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定更新結果について ・議題(3)資料1 令和4年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針(案) ・議題(3)資料2 令和4年度袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画(案) ・議題(3)資料3 成年後見制度利用支援事業 中核機関について ・議題(4)資料 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について ・議題(5)資料 地域包括支援センター事業者選定について ・議題(5)参考資料 袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要項 ・議題(6)令和4年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて <p>以上、次第を含めて10点でございます。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、資料の確認をお願いいたします。</p> <p>会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、小泉会長をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、小泉会長よろしくをお願いいたします。</p>
<p>小泉会長</p>	<p>議事に入らせていただく前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (山口参事)</p>	<p>本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開して参りますので、ご了解ください。</p>

	委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。 本日の傍聴人は1名です。
小泉会長	皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。 傍聴の方につきましては、配布いたしました傍聴要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。 それでは、議事に入らせていただきます。 本日の議題は、その他を含め7件になります。 会議次第をご覧ください。 議題(1)、(2)、(5)、(6)は、事務局から説明を受け、皆様にご意見を伺うものとなっております。 議題(3)、(4)は、事務局からの説明を受けた後、ご審議をしていただくものとなっております。 議題(7) その他は、議題(1)から(6)以外に何かありましたら、ご意見を伺うものでございます。 各議題の質疑や意見につきましては、事務局の説明の後、お受けする事としますので、よろしくをお願いいたします。 それでは、議題(1)令和3年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新結果について、事務局の説明を求めます。
事務局 (四宮副主査)	【議題(1)に関する説明】
小泉会長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。質疑でなく、ご意見でも結構です。何かありましたらお願いいたします。
	(質疑・ご意見なし)
小泉会長	よろしいですか。それでは無いようですので、次に移らせていただきます。 次に、議題(2)令和3年度介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定更新について、事務局の説明を求めます。
事務局 (金子課長)	【議題(2)に関する説明】
小泉会長	説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。質疑でなく、ご意見でも結構です。何かありましたらお願いいたします。
	(質疑・ご意見なし)
小泉会長	無いようですので、次に移らせていただきます。 次に、議題(3)令和4年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について、事務局の説明を求めます。
事務局 (金子課長)	【議題(3)に関する説明】

小泉会長	<p>説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。</p> <p>質疑はございませんか。質疑でなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p>
	(中村委員挙手)
小泉会長	中村委員、お願いいたします。
中村隆委員	<p>成年後見制度について教えてください。今現在、成年後見制度を利用されている方は市でどれ位いらっしゃるのか。</p> <p>この4月から社会福祉協議会に委託するということですが、社会福祉協議会だけで受け皿は充分なのか。</p> <p>また、市民後見人を養成するということですが、裁判所が選任すると思いますが、市民後見人になるにはどんな資格が要するのか、そのあたりについて教えてください。</p>
事務局 (金子課長)	<p>成年後見制度を利用されている方の数ですが、市が必ず関与するものではなく、ご家族等で後見人の手続きをされる、市が全く関与せず選任されるケースもございますので、具体的に市のどれ位の方が制度を利用されているか正確な数は、市でも把握していない状況となっております。</p> <p>市の方で数が把握できているのは、ご家族等が申立てをできないケース、市長がそういった方に代わりまして申立てをしているケース、市長申立てという言い方をさせていただきますが、そちらの数は令和2年度につきましては14件、令和3年度につきましては数が把握できているところで5件の手続きを進めております。</p> <p>社会福祉協議会に丸投げということは、勿論考えておりません。市も社会福祉協議会と共に成年後見制度を積極的に進めていく所存です。まだ始めたばかりなので、市も社会福祉協議会も一緒に勉強しながらのスタートとなるうかと思っております。</p> <p>市民後見人につきましても、今後高齢者の方がまだまだ増える状況の中で、制度を利用される方も増えると予想されますので、成年後見制度を担っていただける弁護士さん、司法書士さんといった専門職の方だけでは対応しきれない状況が予想されますので、市民後見の方を養成していくことが必要だろうと考えております。</p> <p>現在のところ、明確にこういう資格がないといけませんというのはございませんので、制度についての情報を発信して、市民後見人の養成に結び付けられればと考えております。</p>
小泉会長	<p>中村委員、よろしいでしょうか。</p> <p>他に質疑・ご意見等はありませんか。</p>
	(志村委員挙手)
小泉会長	志村委員、お願いいたします。

志村委員	資料2の4の「在宅医療・介護連絡推進協議会」について教えてください。
事務局 (金子課長)	<p>「在宅医療・介護連絡推進協議会」の実施状況ということによろしいでしょうか。市内の歯科医院を含む医療機関、ケアマネジャー、介護事業者の方々にお声掛けさせていただき、代表の14名の方を委員として市からお願いしまして、年3回会議を行わせていただいております。</p> <p>この協議会の中で、在宅医療・介護連絡の推進に推進協議会がどのように関わっていけば良いかご審議いただき、それを反映させた「他職種協働研修会」についてはテーマを決めて、協議会委員だけでなく、広く医療関係者、介護事業者の方々にお声掛けさせていただいて、研修会等を実施しています。</p>
小泉会長	<p>志村委員、よろしいでしょうか。</p> <p>他に質疑・ご意見等はありませんか。</p> <p>それでは、質疑・ご意見等出尽くしたようですので、審議案件となっておりますので、ここで、議題(3)令和4年度袖ヶ浦市地域包括センター運営方針について、賛成の方の挙手を求めたいと思います。</p>
	(全員挙手)
小泉会長	<p>ありがとうございます。全員賛成でございます。</p> <p>これによりまして、議題(3)令和4年度袖ヶ浦市地域包括センター運営方針については承認されました。次に移らせていただきます。</p> <p>続きまして、議題(4)令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (金子課長)	【議題(4)に関する説明】
小泉会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いします。</p>
	(質疑・ご意見なし)
小泉会長	<p>それでは、ないようですので、こちらも審議案件となっておりますので、ここで、議題(4)令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
小泉会長	<p>ありがとうございます。全員賛成でございます。</p> <p>これによりまして、議題(4)令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については承認されました。次に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題(5)地域包括支援センター事業者選定について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (金子課長)	【議題(5)に関する説明】

小泉会長	質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。
	(中村委員挙手)
小泉会長	中村委員、お願いいたします。
中村隆委員	昨年の公募では応募後に辞退となったため、再公募するということですが、応募される感じの事業者はありますか。また、再公募するうえでネックになっているところがありますか。
事務局 (金子課長)	<p>今年度公募した中で、1事業者から応募いただいたのですが、具体的に内容を精査する中で対応が困難だということで、辞退となり選定に至りませんでした。</p> <p>辞退された事業者さんのお話では、専門職の人員確保が非常に大変だという話がありました中で、来年度の長浦地区に関しましては、今回報告させていただきました、前回の書面会議の中で職員配置を6名から4名にし、専門職の人員確保のハードルを少しでも下げるよう見直したものです。</p> <p>来年度、長浦地区を再公募するにあたって、具体的に事業者さんの目星はあるかとのことですが、来年度また事業者さんから手が挙がらなかったというのは市として避けなければならないと考えておりますので、昨年事業者さんから辞退の話があった後で、長浦地区の事業者さん以外にもお声掛けさせていただいております。1月以降のまん延防止等重点措置により思うように進められなかった部分もありますが、来年度の公募までの間、4月から5月初旬にかけて、事業者さんを周ってお願いして参りたいと考えております。</p>
小泉会長	<p>中村委員、よろしいでしょうか。</p> <p>他に質疑・ご意見等はございませんか。</p> <p>無いようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題(6)令和4年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (永島班長)	【議題(6)に関する説明】
小泉会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。</p> <p>無いようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>最後に、議題(7)ですが、委員の皆様から何かございますか。</p>
	(村山委員挙手)
小泉会長	村山委員、お願いいたします。
村山委員	今回の内容であれば、ZOOM会議でもできるかと思いますが、そういう考えは無いでしょうか。
事務局 (永島班長)	<p>今回につきましては審議案件が2件あったということもあり、一堂に会しての会議を開かせていただきました。</p> <p>ZOOM会議につきましては、各委員さんのネットワークというか通信環境に</p>

	差がありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。
小泉会長	村山委員、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。 事務局より、何かありますか。
事務局 (永島班長)	事務局より、1件、回答させていただきたいことがございます。 前回、第4回運営協議会につきましては書面会議で開催させていただきまして、回答書も全員からご回答いただきましたが、回答書の議題1の中に、自由記述欄を設けてありまして、この中でご質問をいただいておりますので、ここでお時間をいただいて、回答をさせていただきたいと思います。 1つ目の、介護医療院が袖ヶ浦市内に新設される予定はありますかのご質問についてですが、介護保険サービスの基盤整備につきましては、介護保険事業計画に基づく必要があり、介護医療院の整備について、第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)では予定がないため、新設される予定についてはありません。次期介護保険事業計画については、今後ニーズ調査を行ったうえで、必要となる介護保険サービスの基盤について考えて参りたいと思います。 2つ目の、現在、療養型医療施設が市内になくて、病院から退院後、継続して医療行為が必要な場合、他市へ転院しなければならないことがあるようです。そのような高齢者の方々への対策を教えてくださいのご質問についてですが、現在、介護療養型施設が市内にございませんので、施設に入所して継続して医療行為が必要ということであれば、近隣の介護療養型施設、君津圏域では君津市にある施設をご利用いただくようになります。回答については以上になります。
小泉会長	今の回答について、ご質疑はございますか。よろしいですか。 そのほかに、事務局から報告等はございますか。よろしいですか。それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
事務局 (山口参事)	小泉会長、ありがとうございました。 先ほど令和4年度開催スケジュールでもありましておおり、5月9日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 以上をもちまして、令和3年度第5回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議題(1) 令和3年度指定地域密着型サービス事業所の指定更新結果について

指定地域密着型（介護予防）サービスにおけるサービス事業所の指定更新について、指定期間満了に伴う指定更新が令和3年度中に5事業所6件あったことから報告するものです。

【補足】

指定地域密着型（介護予防）サービスについては、介護保険法第78条の2及び第115条の12の規定に基づき、所在地の市町村長が指定を行います。なお、介護保険法第78条の12及び第115条の21により準用する第70条の2の規定により、指定期間の効力は6年間となっています。

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			更新前		更新後	
			法人名	代表者役職	代表者	指定(更新)日	指定終了日	指定更新日	指定終了日
縁側よいしよ	袖ヶ浦市 大鳥居562	小規模多機能型居宅介護	特定非営利活動法人 井戸端介護	理事長	伊藤 英樹	(新規) 平成27年7月1日	令和3年6月30日	令和3年7月1日	令和9年6月30日
		介護予防 小規模多機能型居宅介護							
ADLサポートひだまり	袖ヶ浦市 奈良輪265-1	地域密着型通所介護	株式会社ADLサポート 白土	代表取締役	白土 善英	(新規) 平成27年9月1日	令和3年8月31日	令和3年9月1日	令和9年8月31日
通所介護ベストケア	袖ヶ浦市 大曾根1183-1	地域密着型通所介護	有限会社ライフサポート 彩輝	代表取締役	安藤 慶子	(更新) 平成28年1月1日	令和3年12月31日	令和4年1月1日	令和9年12月31日
ちいたの福王台	袖ヶ浦市 坂戸市場66-1	地域密着型通所介護	社会福祉法人かずさ萬 燈会	理事長	渡邊 元貴	(更新) 平成28年4月1日	令和4年3月31日	令和4年4月1日	令和10年3月31日
デイサービス陽氣ぐらし	袖ヶ浦市 久保田1872-5	地域密着型通所介護	株式会社陽氣	代表取締役	今井 誠一	(更新) 平成28年4月1日	令和4年3月31日	令和4年4月1日	令和10年3月31日

指定地域密着型サービス事業所一覧

(令和4年3月1日現在)

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。

No.	事業所名	所在地
1	社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	袖ヶ浦市蔵波3037-1
2	24時間対応型ベストケア訪問介護	袖ヶ浦市神納1-19-3 グローバル・ヴィレッジ10号
3	24時間訪問介護ロフ	木更津市大和2-12-10

(2) 夜間対応型訪問介護・・・袖ヶ浦市では実施していません

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護があります。

(3) 地域密着型通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられ、定員が18人以下の小規模な施設になります。

No.	事業所名	所在地	定員
1	ADLサポートひだまり	袖ヶ浦市奈良輪265-1	10名
2	縁側よいしょ	袖ヶ浦市大鳥居562	10名
3	ケアエナジー通所介護センター	袖ヶ浦市久保田2379-3	10名
4	ちいたの平川	袖ヶ浦市百目木157-1	14名
5	ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場66-1	15名
6	通所介護のんき	袖ヶ浦市代宿303	10名
7	通所介護ベストケア	袖ヶ浦市大曾根1183-1	18名
8	デイサービスセンターすずらん	袖ヶ浦市蔵波2589	10名
9	デイサービスホームルーム	袖ヶ浦市代宿88-5	18名
10	デイサービスみどりの丘	袖ヶ浦市下泉1424-3	15名
11	デイサービスみどりの風そでがうら	袖ヶ浦市下泉1425	18名
12	デイサービス陽気ぐらし	袖ヶ浦市久保田1872-5	10名
13	百笑	袖ヶ浦市高谷1365	14名

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	グループホーム憩新棟	袖ケ浦市横田1709-3	3名

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	縁側よいしょ	袖ケ浦市大鳥居562	18名

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、排泄など、日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	ならわの家	袖ケ浦市奈良輪718-1	18名
2	グループホーム憩	袖ケ浦市横田1708-1	9名
3	グループホーム憩新棟	袖ケ浦市横田1709-3	9名

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護・・・袖ケ浦市では実施していません

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が行われます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	みどりの丘	袖ケ浦市下泉1424-3	29名
2	みどりの樹	袖ケ浦市下泉1426	29名
3	和心苑	袖ケ浦市神納2840-1	29名

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

施設への「通い」、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」（介護と看護）を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活の支援や機能訓練を受けられます。

No.	事業所名	所在地	定員
1	セントケア看護小規模袖ケ浦	袖ケ浦市蔵波台3-10-2	29名

議題(2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定更新結果について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、更新が10件あったことから報告するものです。なお令和4年3月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については38事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については44事業所を指定。

【更新】

No	事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
				法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
1	デイサービスセンター 和気あいあい	千葉県市原市 姉崎2580-1	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当 サービス)	社会福祉法人 地域福祉の会	理事長	鈴木 重義	令和4年3月1日	令和9年3月31日
2	ADLサポートひだまり	千葉県袖ヶ浦市 奈良輪265-1	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当 サービス)	株式会社ADLサポート白 土	代表取締役	白土 善英	令和4年3月1日	令和9年8月31日
3	袖ヶ浦ムツミヘルパース テーション	千葉県袖ヶ浦市 神納796-10	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	株式会社ケイ・ティ・サー ビス	代表取締役	手代木 正儀	令和4年3月1日	令和9年9月30日
4	デイ東友姉崎	千葉県市原市 姉崎591-8	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当 サービス)	トックスジャパン 株式会社	代表取締役	秋元 保次	令和4年3月1日	令和9年10月31日
5	東友ヘルパースステー ション姉崎	千葉県市原市 姉崎591-8	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	トックスジャパン 株式会社	代表取締役	秋元 保次	令和4年3月1日	令和9年10月31日
6	ヤックスヘルパーステー ション袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市 蔵波台5-19-3	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	株式会社ヤックスケア サービス	代表取締役	鶴沢 憲一郎	令和4年3月1日	令和10年2月29日
7	特定非営利活動法人在 宅福祉サービス袖ヶ浦ふ れあい	千葉県袖ヶ浦市 久保田1777	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	特定非営利活動法人在 宅福祉サービス袖ヶ浦ふ れあい	理事	山脇 郁子	令和4年3月1日	令和10年2月29日
8	サンライズヘルパース テーション	木更津市清見台東 2-3-1	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	NPO法人BRETHREN ブレスレン	理事長	荒木 太郎	令和4年3月1日	令和10年2月29日
9	かもめヘルパーステー ション	千葉県木更津市 菅生689	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	医療法人社団邦清会	理事長	小島 國利	令和4年3月1日	令和10年2月29日
10	かもめの里デイサービス	千葉県木更津市 菅生字岩崎741-1	第1号通所事業 (介護予防通所介護相当 サービス)	医療法人社団邦清会	理事長	小島 國利	令和4年3月1日	令和10年2月29日

●本年度までは、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業者指定の更新については、更新後の運営協議会で報告していたところですが、次年度以降は年度末に一括で報告とさせていただきます。

令和4年度

袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針（案）

令和4年4月

袖ヶ浦市福祉部高齢者支援課

1 策定の目的

この「袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針」は、袖ヶ浦市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

2 センターの目的

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動することにより、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とする。

3 運営の基本理念

地域包括ケアの実現のために、以下の視点を取り入れる。

(1) 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域ケア会議、その他地域で行われる活動等を通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 「協働性」の視点

センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が専門性を活用しながら相互に情報共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践する。

さらに、地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら業務を推進する。

4 業務推進の方針

(1) 共通事項

ア 事業計画

センターは、毎年度重点目標を設定し、事業計画を策定する。

イ 職員の配置

センターには次の職員を配置する。

なお、包括的支援事業担当の職員配置については、袖ヶ浦市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年3月17日条例第2号）を遵守する。

(7) 管理責任者

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとして、管理責任者を1名配置する。

(4) 包括的支援事業担当者

センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を各1名以上常勤で配置する。

(ウ) その他の職員

(ア)・(イ)に掲げるもののほか、必要に応じて事務職等の職員を配置する。

ウ 職員の姿勢

センター業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続できるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

エ 職員の資質向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識や技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容をセンター職員間で伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努めるものとする。

オ 個人情報の保護

センターは業務上、高齢者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の秘密保持義務並びに袖ヶ浦市個人情報保護条例（平成8年条例第15条）が定める基準の内容を遵守する。

カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットやチラシ、広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

キ 窓口機能の強化等

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し住民からの相談を受け付け直接対応したり、あるいは、センターへつなぐことを目的に、下記のとおりサブセンター（支所）及びブランチ（窓口）を設置・運営する。

(7) サブセンター

a 長浦・蔵波地区

名称 地域包括支援ながうらサブセンター

所在地 袖ヶ浦市蔵波634-1 長浦おかのうえ図書館1階

b 中川・富岡・平岡地区

名称 地域包括支援ひらかわサブセンター

所在地 袖ヶ浦市横田115-1 平川公民館1階

(4) ブランチ

a 昭和・根形地区ブランチ

名称 袖ヶ浦菜の花苑(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑内)

所在地 袖ヶ浦市神納4181-20

b 長浦・蔵波地区ブランチ

名称 サニーヒル(特別養護老人ホーム サニーヒル内)

所在地 袖ヶ浦市久保田857-9

c 中川・富岡・平岡地区ブランチ

名称 袖ヶ浦瑞穂(特別養護老人ホーム 袖ヶ浦瑞穂内)

所在地 袖ヶ浦市野里1452-4

ク 感染症等への対応

センターの業務の遂行時における、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症等への対応については、国・県・市の対処方針等に留意しつつ、感染予防対策を徹底し、高齢者等の安全を第一に業務を遂行する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を維持することができるように、介護保険制度によるサービスのみならず、その他の公的なサービスや民間の提供するサービスの活用等、包括的な支援・サービス提供体制を構築し、一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会への実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくものとする。

(3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

センターは、地域包括ケアの推進のため、その中核機関としての役割を常に意識し、

地域の住民や関係団体等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域のニーズ・課題の把握に努め、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行うものとする。

(4) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターは、高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス等を適切に利用できるよう、地域における多職種連携を進めるため、介護事業者、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進するものとする。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

センターは、介護支援専門員に対して専門的な見地から、日常的業務の相談等に応じるとともに、支援困難なケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行う。

また、個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるような取組みを行い、介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。

(6) 市関係部局との連携方針

センターは、地域住民の総合相談に応じつつ、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう市関係部局とも連携し、包括的支援事業等の適切な運営を行う。

(7) その他の方針

センターは、その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断したものについては、方針として掲げるものとする。

6 具体的な業務

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようになるため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握などの業務を行う。

イ 権利擁護業務

センターは、権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応、消費者被害の防止、成年後見制度の積極的な活用など、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種連携・協働の体制づくりや介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付における、より質の高いケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行う。

エ 地域包括ケアシステムを構築するための事業の充実（社会保障充実分）

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

センターは、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護関係者の連携に向けた以下の取組みを推進する。

- a 地域の医療・介護の資源の把握
- b 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- c 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- d 医療・介護関係者の情報共有の支援
- e 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- f 医療・介護関係者の研修
- g 地域住民への啓発普及
- h 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(4) 生活支援体制整備事業

センターは、高齢者の生活支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくため、NPO、民間企業、ボランティア等多様な主体による助け合い活動の創出や、地域における介護予防の推進体制の検討、高齢者を支援する既存の社会資源の把握及び拡充による地域の支え合いの体制の構築等、必要な取組みを実施する。

(5) 認知症総合支援事業

センターは、地域における認知症の人とその家族の支援に向け、認知症の人の家族や関係者からのきめ細かな相談対応を行うとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、認知症又は認知症が疑われる人の自立した生活を支援する。

(I) 地域ケア会議推進事業

センターは、個別課題の解決、支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を中心に、包括的支援事業を効率的・効果的に行うために、多職種で個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成につなげるため、以下の内容を目的とした地域ケア会議を行うものとする。

- a 介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- b 高齢者の課題解決のための地域での支援ネットワークの構築
- c 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- d その他、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(2) 指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業

センターは、介護保険における予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の利用対象となる要支援者等がサービスを円滑に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業（以下「介護予防サービス計画等」という。）に係る計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画等に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等に努める。

(3) 第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業

センターは、支援を必要とする高齢者がそのニーズに合わせた適切なサービスを利用できるように、従来相当の訪問介護サービスや通所介護サービスに加えて、地域の実情に応じ、地域住民や民間事業者、医療専門職による多様なサービスを創設し、その円滑な利用に努める。

(4) 一般介護予防事業

センターは、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

(5) 任意事業

センターは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被

保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援として、以下の事業を実施する。

ア 家族介護支援事業

(7) 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者の家族の精神的負担の軽減や交流の場、助言等を得る場としての家族のつどいの開催や徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築等、家族介護者の支援に努める。

(4) 家族介護教室事業

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催し、介護する家族等に対して心身の負担の軽減を図る。

イ その他事業

(7) 成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が十分でない人が、成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの構築等に努める。

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行い、成年後見制度の活用の促進につなげる。

社会福祉協議会、関係機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努める。

(4) 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成し、かつ、その活動支援に努める。

令和4年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画（案）

1 重点目標

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、介護予防の取組を進める。

2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやランチの相談対応・実態把握活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、適切な制度やサービス、機関につなげる。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
2	権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行き、再発防止を図る。 ・認知機能低下による消費者被害、セルフネグレクト、家庭内の複合的問題等の課題を抱えた高齢者が、尊厳が守られ地域での生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議推進事業を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス事業者会議においてケアマネジャーへの資質向上に向けた研修会の開催や情報の提供等を行う。 ・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、役員会に出席し、研修会の開催をはじめとする活動の後方支援を行う。 ・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。 ・個別課題検討型・地域課題検討型・自立支援型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決や自立支援の資するケアマネジメントに向けた支援を行う。また地域で取り組む課題について、地域ケア推進会議で検討する。 ・各会議について、感染症予防対策として、リモート会議など開催形式を工夫して取り組む。
4	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用の促進を図る。 ・「在宅医療・介護連携推進協議会」「多職種協働研修会」を通じて、市内関係者の連携を図り、顔の見える関係づくりに努める。 ・市民向け講演会の開催等による在宅医療の普及啓発を行う。 ・在宅医療・介護連携支援相談窓口寄せられる関係者からの相談について「医療介護連携地域相談サポート医（君津木更津医師会へ業務委託）」への相談につなげる等対応する。 ・新たなICTツールの活用に取り組む ・各会議等についてコロナ禍でのリモート会議や動画視聴など、実施形式を

		工夫して取り組む。
5	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、相談解決のための互助活動促進を行う。（社会福祉協議会に委託。） 第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。 住民主体の支援活動団体の立ち上げ支援を行う。 住民主体の支援活動団体間の情報共有及び連携や協働などにより活動団体の支援を行う。
6	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	<ul style="list-style-type: none"> 学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深める。 認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的・地域活動を進める。 認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。 認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。 認知症サポーター養成講座の開催を市内に事業所などに対して行う。
目標値		
認知症サポーター養成数		500人（新規養成数）
7	指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの調整を行う。 センター職員の研修の受講やセンター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。
8	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> リハビリ専門職による短期集中サービスCについて、利用促進を図る。 住民主体により提供されるサービスBやDについて、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を図る。
9	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> 袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。 袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、体力測定やリハビリ専門職等からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。また、活動団体へ感染症予防対策の周知を行う。 介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。 口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取り組みの充実を図る。なお、開催時は感染症予防対策を十分に行ったうえ実施する。
目標値		
いきいき百歳体操参加者数		86人（新規参加者）
はつらつシニアサポーター数		11人（新規参加者）
10	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市長による後見等申立てや後見制度利用のための費用助成が、必要に応じて適切に行われるよう支援を行う。 令和4年4月から社会福祉協議会への委託により設置する中核機関について、関係機関、市関係各課と連携を密にし、必要な高齢者の情報の共有などについて、地域連携ネットワークの構築を図る。

1 1	家族介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人3事業所へ委託し、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し、全12回実施する。 ・ 開催時は、事業者と協議のうえ、感染症予防対策に十分配慮した方法で実施する。
1 2	地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し包括的な支援に努める。 ・ 広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センター（サブセンター含む）の周知を行っていく。 ・ 今後の組織体制や運営について関係課と連携し、業務内容や人員体制の検討を進めていく。 ・ 令和5年度の長浦地区、平川地区の地域包括支援センター開設に向けた事業者選定を行なう。事業者決定後は、開設に向け円滑な業務が遂行できるよう、事業者と引き継ぎを十分に行う。

成年後見制度利用支援事業 中核機関について

① 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事の判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等）を家庭裁判所が選任し、本人を法律的に支援する制度です。後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことで、本人の財産や生活を守ることができます。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関するすべての法律行為（本人の同意は不要）	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為（日用品の買い物等）以外の行為	法律上定められた重要な行為（相続の承認・住宅の改築等）	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

② 成年後見制度の利用促進における課題

- ・制度自体の難しさから市民にとって身近なものではなく、また、認知度の高くない制度のため、制度の周知・啓発を進めることが必要です。
- ・認知症の症状のある方や障がいのある方が増加していくことに伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれています。
- ・高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり、日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。
- ・必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できるような仕組み作りが求められています。

③ 成年後見制度の利用促進における体制整備について

～袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画より～

○基本理念

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない人が成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指します。

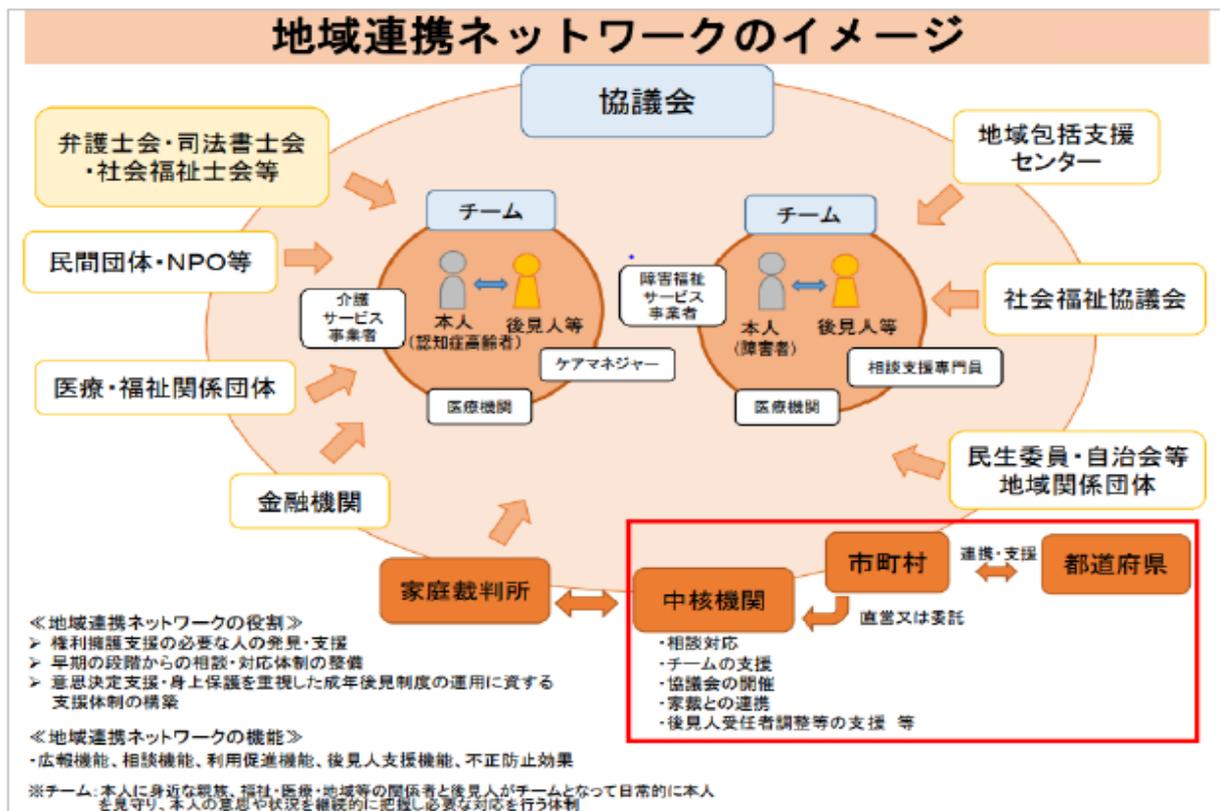
このためには権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下、ネットワーク）を構築することが重要とされています。ネットワークは、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用するための地域連携の仕組みで、権利擁護支援が必要な人と支援者でつくる個別の「チーム」、そのチームの支援や地域づくりの検討を行う「協議会」からなります。

○ネットワークの3つの役割

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

ネットワークのコーディネートを担うのが「中核機関」です。中核機関とネットワークで (ア) 広報機能、(イ) 相談機能、(ウ) 成年後見利用促進機能、(エ) 後見人支援機能を働かせ、ネットワークの3つの役割を果たします。

■ 地域連携ネットワークのイメージ ■



④ 袖ヶ浦市の中核機関の設置

当市では、中核機関を令和4年4月から設置予定です。

中核機関は、業務の一部を袖ヶ浦市社会福祉協議会に委託し、市とともに運営してまいります。

○中核機関の事業内容

(ア) 権利擁護人材の育成

市民後見人育成研修の実施

(イ) 成年後見制度に関する広報、啓発活動

チラシやパンフレットの配布、広報誌やホームページへの周知

(ウ) 成年後見制度に関する相談、支援体制の構築

電話や訪問による相談対応

(エ) 協議会の設置・運営

定例会議（月1回）や権利擁護推進会議（年1回）の実施

(オ) 成年後見制度の利用促進

本人や親族による申立手続きの支援 等

(カ) 後見人等支援

親族後見人や市民後見人への支援チームの調整・コーディネート

議題(4) 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

令和4年度指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務の委託について承認を求めるものです。

令和4年度指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 委託予定事業所

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	1273400026	袖ヶ浦菜の花苑居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市神納4181-20	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	社会福祉法人さつき会
2	1273400034	カトレアンホーム居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市蔵波2713-1	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	社会福祉法人さつき会
3	1273400059	さつき会ケアマネセンター	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-1	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-21	社会医療法人社団さつき会
4	1273400083	サニーヒル居宅介護支援センター	袖ヶ浦市久保田857-9	2020/4/1	2026/3/31	千葉県袖ヶ浦市久保田857-9	社会福祉法人慈協会
5	1273400455	居宅介護支援事業所ちいたの福王台	袖ヶ浦市坂戸市場66-1	2016/9/1	2022/8/31	千葉県木更津市井尻951	社会福祉法人かずさ萬燈会
6	1273400612	袖ヶ浦瑞穂居宅介護支援センター	袖ヶ浦市野里1452-4	2015/10/1	2027/9/30	東京都江戸川区瑞江1-3-12	社会福祉法人瑞光会
7	1273400794	入道雲	袖ヶ浦市下宮田525-2	2020/9/1	2026/8/31	千葉県袖ヶ浦市下宮田525-2	株式会社正業
8	1273400851	袖ヶ浦ムツミ居宅支援センター	袖ヶ浦市神納796-10	2015/10/1	2027/9/30	千葉県市原市姉崎東二丁目2番地6ヶ 行ビル1階	株式会社ケイ・ティ・サービス
9	1273400893	介護相談みどりの風そでがうら	袖ヶ浦市下泉1425	2018/11/1	2024/10/31	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	社会福祉法人みどりの風
10	1273401016	AIST横田居宅介護支援事業所	袖ヶ浦市横田1095	2021/3/1	2027/2/28	千葉県袖ヶ浦市阿部116-1	合同会社Next door
11	1271100065	中郷記念館介護相談センター	木更津市井尻951	2020/4/1	2026/3/31	千葉県木更津市井尻951	社会福祉法人かずさ萬燈会
12	1271100446	金田在宅介護支援センター	木更津市中島2366-1	2020/9/1	2026/8/31	千葉県袖ヶ浦市奈良輪535-1	医療法人社団恒久会
13	1271100552	有限会社ウエルネス上総	木更津市大和1-4-10-102	2020/12/1	2026/11/30	千葉県木更津市大和1-4-10-102	有限会社ウエルネス上総
14	1271100594	介護支援センターたんぽぽ	木更津市祇園2-30-21	2015/5/1	2027/4/30	千葉県木更津市犬成906	有限会社リ・ライフ
15	1271101287	木更津ムツミ居宅支援センター	木更津市太田4-12-21	2019/11/1	2025/10/31	千葉県市原市姉崎東3-3-7	株式会社サービスワン
16	1271101923	ウィズユー介護相談	木更津市若葉町2-19	2019/7/1	2025/6/30	千葉県木更津市若葉町2-19	株式会社MAHALO
17	1271102004	エルケア木更津ケアプランセンター	木更津市大和2-4-1 VIOS木 更津B号室	2020/1/1	2025/12/31	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅 田センタービル25階	エルケア株式会社
18	1271102111	ケアプランセンターしほな	木更津市清見台2-9-9	2020/6/1	2026/5/31	千葉県木更津市清見台2-9-9	合同会社H・S・N
19	1271102293	かもめ指定居宅介護支援事業所	木更津市菅生689	2015/8/1	2027/7/31	千葉県木更津市菅生725-1	医療法人社団邦清会
20	1271102350	居宅介護支援事業所いわね潮の香園	木更津市万石146-1	2015/10/1	2027/9/30	千葉県木更津市矢那字天神前3731- 2	社会福祉法人梅香会
21	1271102459	ケアマネジャー事業所シンフォニー	木更津市祇園3-26-6	2016/4/1	2022/3/31	千葉県木更津市祇園3-26-6	合同会社ル・リアン

議題(4) 資料

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
22	1271102673	介護相談みどりの風きさらづ	木更津市笹子553	2018/11/1	2024/10/31	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	社会福祉法人みどりの風
23	1271102731	結の花	木更津市大和1-4-18	2019/5/1	2025/4/30	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-8-14	医療法人社団望星会
24	1271102806	フォレスト	木更津市大和2-6-8 103	2020/3/1	2026/2/28	千葉県木更津市矢那2390番地	株式会社ReCUEST
25	1273000073	株式会社ノバ・メディクス	君津市東坂田4-8-23	2020/4/1	2026/3/31	千葉県君津市東坂田4-8-23	株式会社ノバ・メディクス
26	1273000883	居宅介護支援事業所るびなす	君津市長谷川1234	2017/4/1	2023/3/31	千葉県君津市長谷川1234	株式会社M&F
27	1273001071	居宅介護支援事業所かめかめ	君津市折木沢452-1	2019/1/1	2024/12/31	千葉県君津市折木沢452-1	かめかめサービス株式会社
28	1272400100	姉ヶ崎居宅介護支援センター	市原市椎津2558番1(姉崎病院 院内)	2020/4/1	2026/3/31	千葉県市原市椎津2558-1	医療法人社団健老会
29	1272400308	在宅介護支援センターグランモア和光苑	市原市椎津5番地1号	2020/4/1	2026/3/31	千葉県市原市椎津5-1	社会福祉法人和光会
30	1272400837	ムツミ居宅介護支援事業所	市原市姉崎東3-3-7	2015/6/1	2027/5/31	千葉県市原市姉崎東3-3-7	株式会社サービスワン
31	1272401876	KT在宅サポートセンター	市原市姉崎東二丁目2番地6ヶ イビル8階	2019/5/1	2025/4/30	千葉県市原市姉崎東二丁目2番地6ヶ イビル1階	株式会社ケイ・ティ・サービス
32	1272402163	ヤックスケアセンター内房	市原市姉崎2101 ヤックスド ラッグ姉崎店内	2015/6/1	2027/5/31	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	株式会社ヤックスケアサービス
33	1272402312	介護センターなのはな	市原市中高根699-2	2016/5/1	2022/4/30	千葉県市原市中高根699-2	企業組合あざみ
34	1272403070	わかちあい	市原市姉崎2580-1	2020/10/1	2026/9/30	千葉県市原市姉崎2580-1	社会福祉法人地域福祉の会
35	1272403096	ケアステーションちいきのわ居宅介護支援	市原市椎津生雁2644-1	2020/12/1	2026/11/30	千葉県市原市桜台2-7-14	株式会社ちいきのわ
36	1272403443	ケアプランリンク	市原市国分寺台中央5-13-23	2016/7/1	2022/6/30	千葉県千葉市緑区古市場町425-2	オービックジャパン株式会社
37	1273101061	居宅介護支援事業所「わたしたちの生きる証」	富津市長崎字熊ノ下274	2017/6/1	2023/5/31	千葉県富津市長崎331-3	医療法人社団俊真会
38	1271001222	太陽会ケアプランセンターOHANA	館山市正木1314-1	2019/10/1	2025/9/30	千葉県鴨川市大幡1222-1	社会福祉法人太陽会
39	1272402189	スマイル居宅支援事業所	市原市光風台2-380-3	2015/6/1	2027/5/31	千葉県市原市光風台2-380-3	株式会社えがおの友
40	1271100925	介護相談センター馬来田の太陽	木更津市真里谷883-1	2017/3/1	2023/2/28	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	株式会社GFS

※NO21 ケアマネジャー事業所シンフォニーについては、指定期限が 2022/03/31 ですが、2022/04/01以降も更新手続き済みであることを確認済みです。

議題（5）地域包括支援センター事業者選定について

1. 令和3年度第4回袖ヶ浦市介護保険運営協議会（書面会議）の結果について

- (1) 書類発送：令和4年2月14日
回答書：2月24日までに投函を依頼
- (2) 議題 地域包括支援センター運営常務委託（長浦地区）公募結果等について
- (3) 回答いただいた委員
15名（全委員）
- (4) 審議内容
長浦地区の地域包括センターの再公募に伴う人員基準の変更について
- (5) 回答結果 承認15名 不承認0名
- (6) いただいた意見（記載のあったもの）

- ・専門職配置数が増えることは、新型コロナウイルスの影響等で仕方ないと思いますが、今後も十分な支援等が行えることを要望する。また、専門職の人員確保は、どこの事業所でも厳しい状況かと思われます。
- ・人員基準を緩和することで、民間委託の効果が発揮されなくなることがないよう充分注意いただきたい。
- ・長浦地区は人口も多く、高齢化率も更に上昇してくるため、余裕を持った配置にしておかないと万が一欠員が出た時に業務が滞るのではないかと。市がどのように委託先包括をフォローアップしていくか等、具体的な方法を示していただきたい。

(7) いただいた意見に対して

- ・委託包括支援センターと委託後においても、長浦地区の高齢者対応に支障がないように、市は、長浦地区の委託事業者と連携を図り、協働、助言等を行い共に対応していきます。

【具体的な方法例】

- ・定期的な会議等で情報の共有と連携を行う場を設ける。
- ・対応に労力がかかる、いわゆる困難ケースについて、訪問等に市の職員が同行する等、市と委託包括が連携して対応するなどし、情報の共有を密に図っていくとともに、委託包括の負担を減らしていく。

2.事業者選定の今後の予定について

(1) 選定方法

長浦地区、平川地区の地域包括支援センターの委託について、提案者を公募し、その応募者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受ける「プロポーザル方式」で事業者を決定します。

プロポーザルについては、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱（別添__参考資料）の規定に基づき詳細を今後決定し進めていきます。

(2) 選定委員について

事業者選定の募集に先立ち選定委員会を設置し、提案内容の審査及び提案採用者の選定、提案採用者の選定について必要な事項を決定します。

必要な事項（例）

- ・選定スケジュール
- ・採点項目を含む募集要項の内容 ほか

(3) プロポーザル手続きとスケジュールについて

令和4年度は、令和5年度から長浦地区および平川地区の委託を開始する事業者を選定、決定します。

詳細なスケジュールは今後決定しますが、大まかな手続きと期間は以下のとおりです。

手続き項目	具体的な項目（案）	目安（期間）
市内部調整	選定委員会設置 募集要項内容確定	4月～5月 (約1カ月)
募集内容公開	募集要項告示（公開） 事業者説明会 質問受付	未定 (約2カ月)
申請受付～事業者決定	申請受付 選定委員会による審査 運営協議会報告（審議）	未定 (約2カ月)
契約	契約締結	年度内
開設準備・引継ぎ	事務引き継ぎ 事業者開設準備	契約後～開設まで
事業開始		令和5年度中

(4) 審査基準（採点項目）について

選定委員会で事業者を選定するにあたり、公平客観的な採点とするため、審査基準を設定し、事業者募集時に公表します。

(現時点での想定項目)

項目	審査の視点
法人理念・方針	・経営状態、介護保険サービスの実績は十分か
事業方針	・各事業の理解度、実効性は十分か

開設場所	・利用者にとって便利な場所か
職員確保の方法	・専門職の採用計画についての考え
危機管理	・個人情報の保護、管理の考え
収支計画	・安定的な経営は可能か

○袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱

平成23年3月18日告示第38号

袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する委託、工事、物品等（以下「委託等」という。）のうち、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合に、事業者から当該委託等に係る提案を求め、企画力、創造性、専門性、技術力、実績等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な提案採用者を選定するプロポーザル方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱においてプロポーザル方式とは、次のいずれかに該当する手続きをいう。

（1）公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。） 提案者を公募し、その応募者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

（2）指名型プロポーザル方式（以下「指名型」という。） 公募型により難しいと認められる場合に、あらかじめ提案要請者を選定し、その者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

（対象）

第3条 プロポーザル方式の対象となる委託等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）高度な企画力、創造性、専門性、技術力又は実績等を必要とし、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できないもの

（2）委託等の発注仕様を定めることが困難である等、標準的な実施手続が確立されていないもの

（プロポーザル方式の実施）

第4条 プロポーザル方式を実施しようとする委託等を所管する課等の長（以下「所管課等の長」という。）は、次条に定める実施要領を作成し、財政担当課及び契約担当課の合議を経て決裁を受けた後に袖ヶ浦市入札・契約手続審査委員会（以下「審査委員会」という。）の承認を受けるものとする。ただし、委託等に係る予算額が500万円未満の場合は、審査委員会の委員長と契約担当課長の協議によってこれを承認することができる。

2 所管課等の長は、前項の規定により実施要領を作成し、審査委員会の承認を受けるにあたり、委託等が情報システムの開発又は導入に係るものであるときは、財政担当課及び契約担当課のほか、情報担当課に合議するものとする。

（実施要領の作成）

第5条 実施要領の内容は、次のとおりとする。

（1）委託等の目的

（2）委託等の名称、履行場所、履行内容及び履行期間

- (3) プロポーザル方式を採用する理由（指名型又は公募型）
- (4) 委託等の全体スケジュール及び提案採用者の選定までの事務手順
- (5) 参加資格、募集期間及び応募方法（公募型の場合）
- (6) 提案要請者及び提案要請者の選定理由（指名型の場合）
- (7) 選定委員会の委員構成
- (8) 提案採用者を選定するための審査基準
- (9) 提案書の作成要領（提案内容、様式、記入上の注意事項、提出期限、提出方法及び提出部数等）
- (10) 提案書の公開又は非公開の別
- (11) 提案に係る費用負担に関する事項
- (12) その他必要な事項

（選定委員会）

第6条 市長は、プロポーザル方式を実施する場合は、適正かつ公平に提案採用者を選定するために委託等ごとに選定委員会を設置するものとする。

（選定委員会の所掌事務）

第7条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案内容の審査及び提案採用者の選定
- (2) 前号に掲げるもののほか、提案採用者の選定について必要な事項

（選定委員会の組織）

第8条 選定委員会は、委員長及び6人以上の委員をもって構成する。

2 委員長は、委託等に係る予算額が5,000万円以上の場合には副市長をもって充て、1,000万円以上5,000万円未満の場合には委託等を所管する部等の長の職にある者を充て、1,000万円未満の場合には所管課等の長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、委員長が指名した市職員をもって充てる。この場合において、委託等を所管する課等の職員が委員数の半数を超えてはならない。

4 委託等の性質上、前項後段の規定により難しい場合は、委託等を所管する課等の職員が委員数の半数を超えることができる。

5 委託等が建築設計の場合は、建築担当課の職員を、情報システム導入の場合は、情報担当課の職員をそれぞれ1名以上委員に充てるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、市職員以外の学識経験者を委員に充てることができる。

7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第9条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 10 条 選定委員会の庶務は、委託等を所管する課等において処理する。

(参加資格)

第 11 条 プロポーザル方式の参加者が満たすべき要件（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 袖ヶ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、当該名簿に参加資格者がいない場合又は競争性が損なわれると認められる場合は、この限りでない。

(3) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 11 年告示第 173 号）による指名停止措置の期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。

(6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立がないこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、委託等ごとに必要な参加資格を定めることができる。

(審査基準)

第 12 条 所管課等の長は、第 5 条第 8 号に規定する審査基準を作成するにあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 審査項目は、委託等ごとに適切に定めること。

(2) 審査項目ごとに点数化すること。

(3) 審査項目ごとの配点は、委託等の内容に応じて適切に定めること。

(公募型の手続開始の公告)

第 13 条 市長は、公募型を実施するときは、次に掲げる事項を定めた募集要項を作成し、10 日間以上の募集期間を設け公告しなければならない。

(1) 委託等の概要（名称、履行場所、履行内容、提案上限額及び履行期間）

(2) 参加資格（業種及び実績等）

(3) 応募方法、募集期間及び受付場所

(4) 説明書の交付方法

(5) 参加資格確認結果及び提案要請の通知日

(6) 提案採用者を選定するための審査基準

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

(8) ヒアリング又はプレゼンテーションを行う場合の日時及び場所

(9) その他必要な事項

(説明書の交付)

第14条 市長は、公募型の手続開始の公告をしたときは、次に掲げる事項を記載した説明書の交付を募集期間の終了する日の前日まで行う。

(1) 募集要項の内容

(2) 委託等の詳細な内容

(3) 公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書(様式第1号、以下「参加表明書兼参加資格確認申請書」という。)及び提案書の作成様式並びにその記載上の留意事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、説明書において次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 提案書の作成及び提出に係る費用負担に関すること。

(2) 提出された提案書は、返却しないこと。

(3) 提出された提案書は、提案採用者の選定以外に無断で使用しないこと。

(4) 提出期限後に参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書の差し替え又は再提出は認めないこと。

(5) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがあること。

(参加表明)

第15条 第13条の規定により公告された公募型に参加しようとする者は、募集期間内に市長に対し参加表明書兼参加資格確認申請書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 袖ヶ浦市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていない者の場合は、参加表明書兼参加資格確認申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長が必要ないものと認めるときは、一部又は全部の提出を省略することができる。

(1) 法人登記事項証明書(発行後3月以内のもの)

(2) 営業所一覧表(任意様式)

(3) 委任状(委託等において代理人を置く場合)

(4) 財務諸表(直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書)

(5) その他市長が必要と認める書類

(参加資格の確認等)

第16条 市長は、前条の規定により参加表明書兼参加資格確認申請書を提出した者(以下「参加表明者」という。)について、第11条に規定する参加資格を確認するものとする。

2 市長は、参加表明者に対し、公告において指定する日までに、参加資格の確認結果を公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（指名型による提案要請者の選定）

第17条 所管課等の長は、指名型を実施しようとするときは、第11条に規定する参加資格を有していると認められた者の中から提案要請者を選出し、提案要請者選定願（様式第3号）を契約担当課に提出するものとする。

2 指名型により選定する提案要請者の数は、袖ヶ浦市建設工事等指名業者選定要綱（平成7年訓令甲第3号）第5条に定める発注金額別の指名業者数によるものとする。ただし、委託等の内容により参加資格を有する提案要請者数がこれに満たない場合は、この限りでない。

3 契約担当課は、前項の規定により提案要請者選定願が提出されたときは、審査委員会に付議するものとする。ただし、当該委託等に係る予算額が500万円未満のものについては、これを省略することができる。

（提案書の提出要請）

第18条 市長は、第16条の規定により参加資格を満たすことを確認した者（以下、「参加資格確認者」という。）及び前条の規定により提案要請者として選定した者（以下、「提案要請選定者」という。）に対し、プロポーザル提案要請書（様式第4号）により提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の規定によるプロポーザル提案要請書による要請から提案書の提出までの期間は、原則として14日間以上とする。

3 第1項の規定により提案要請選定者に対しプロポーザル提案要請書を要請するときは、第14条の規定を準用する説明書を添付しなければならない。

4 市長は、提案要請選定者に対し、プロポーザル提案要請書において指定する日までに提案意思確認書（様式第5号）の提出を求め、提案の意思を確認しなければならない。

（説明会の実施）

第19条 所管課等の長は、委託等の性質上、参加資格確認者及び提案要請選定者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合は、説明会を実施することができる。

2 公募型における前項に規定する説明会は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出希望者に対して募集期間の終了前に行うことができる。

（参加資格の喪失等）

第20条 参加資格確認者及び提案要請選定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

（1） 第11条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。

（2） 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 市長は、参加資格確認者及び提案要請選定者が、前項の規定に該当すると認める

ときは、提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

（提案採用者の選定）

第 21 条 選定委員会は、委託等に対する提案内容、意欲等について審査し、最も適した提案を行ったと認められる者を提案採用者として選定するものとする。

2 提案採用者の選定にあたっては、審査基準に基づき提出書類等を審査するとともに、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーション等を行い総合的な審査を行うものとする。

3 所管課等の長は、選定委員会が提案採用者を選定した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定により報告のあった者を提案採用者として特定したときは、提案者に対して審査結果通知書（様式第 6 号）により審査結果を通知するものとする。

（審査結果の公表）

第 22 条 市長は、プロポーザル方式を実施し提案採用者を特定したときは、次に掲げる事項を市ホームページ等に掲載し公表するとともに、委託等を所管する課等の窓口で閲覧に供するものとする。

- （1） 委託等の名称
- （2） 履行期間
- （3） 提案採用者を決定した日
- （4） 提案採用者の名称及び所在地
- （5） 提案採用者とした理由（審査結果等）
- （6） その他必要な事項

（委任）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

議題(6) 令和4年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

開催予定		
第1回	日時等	令和4年5月9日（月） 14時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 地域密着型サービス事業者公募結果等について
第2回	日時等	令和4年7月19日（火） 14時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	(1) 令和3年度介護保険事業の実績について (2) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の令和3年度取組事業の進捗状況について (3) 令和3年度地域包括支援センター事業の実績について
第3回	日時等	令和4年10月3日（月） 14時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	未定
第4回	日時等	令和4年11月14日（月） 14時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	未定
第5回	日時等	令和5年1月24日（火） 14時00分～ [市役所旧館3階大会議室]
	議事(案)	未定
第6回	日時等	令和5年3月27日（月） 14時00分～ [市役所1期棟2階会議室]
	議事(案)	(1) 令和5年度袖ヶ浦市地域包括支援センター運営方針について (2) 令和5年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について (3) 令和5年度袖ヶ浦市介護保険運営協議会の開催スケジュールについて

※日時等及び議事(案)について、変更する場合があります。